○再就職手当について

●再就職手当の受給要件を教えてください。

雇用保険(基本手当)の所定給付日数の3分の1以上の支給日数を残して、安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、再就職手当が支給されます。

支給要件は、下記1.から8.までの要件を全て満たすことが必要です。

- 1. 就職日の前日までの失業の認定を受けた後の基本手当の支給残日数が、所定給付日数の3分の1以上あること。
- 2. 1年を超えて勤務することが確実であると認められること
- 3. 待期満了後の就職であること
- 4. 離職理由による給付制限を受けた場合は、待期満了後1か月間については、ハローワークまたは許可・届け出のある職業紹介事業者の紹介により就職したものであること
- 5. 離職前の事業主に再び雇用されたものでないこと(資本・資金・人事・取引等の状況からみて、離職前の事業主と密接な関係にある事業主も含みます。)
- 6. 就職日前3年以内の就職について、再就職手当または常用就職支度手当の支給を受けていないこと
- 7. 受給資格決定(求職申し込み)前から採用が内定していた事業主に雇用されたものでないこと
- 8. 原則、雇用保険の被保険者資格を取得する要件を満たす条件での雇用であること
- ※ 1. の支給残日数については、就職日から受給期間満了年月日までの日数を超えるとき は就職日から受給期間満了年月日までの日数が支給残日数となります。

●再就職手当はどのくらいの金額をもらえるのでしょうか。

基本手当の所定給付日数の3分の1以上を残して安定した職業に就き、支給要件を全て満たした場合に、再就職手当が支給されます。その支給額は以下のとおりです。

【基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の方】

基本手当日額(※)×所定給付日数の残日数×70%

【基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上の方】 基本手当日額(※)×所定給付日数の残日数×60%

(※) 再就職手当に係る基本手当日額には、上限額があります。なお、この金額は、「毎月 勤労統計」の平均定期給与額により、毎年8月1日に改定されます。

●再就職手当は申請してからどのくらいで支給されるのですか。

ハローワークにおいて、再就職手当支給申請書受理後審査を行った上で支給の可否を判断するため、再就職手当の支給申請書を受理後、支給までには一定程度お時間を要します。なお、申請後の実際の審査状況等につきましては、申請されたハローワークへ来所いただき、本人確認書類を提示のうえ、確認してください(個人情報保護の観点から、電話での問い合わせにはお答えできません。)。